

議案第134号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「5級」を「6級」に、「相当するもの」を「相当するもの並びに消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの」に、「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に改め、同項第3号中「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に改め、同条第3項中「(以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。)」を削り、「別表第6」を「別表第1及び別表第3から別表第6まで」に改める。

第3条第2項第1号中「(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。))及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、100分の75)」を削り、同条第3項第1号中「(育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。)」を削り、「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に改め、同項第2号中「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に改め、同条第5項中「(育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条第1項に規定する任期付職員及び同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この項において「任期付職員等」という。))を除く。)」を削り、同項第1号中「(任期付職員等を除く。)」を削り、「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に改め、同項第2号中「課長代理級以上の職員」を「特定管理職員」に改める。

第4条中「及び幼稚園・小学校・中学校教育職給料表」を「、小学校・中学校教育

職給料表及び幼稚園教育職給料表」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員のうち保育士（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第 号）による改正後の職員の給与に関する条例別表第6の規定の適用を受ける者を除く。）については、この条例による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第3項並びに第3条第2項、第3項及び第5項の規定は、この条例による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3項並びに第3条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号の規定により任期を定めて採用された職員のうち保育士（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第 号）による改正後の職員の給与に関する条例別表第6の規定の適用を受ける者を除く。）に係る給与については、改正後の条例第2条第3項並びに第3条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、改正前の条例第2条第3項並びに第3条第2項、第3項及び第5項の規定の例による。

平成27年 2 月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

課長代理級の職員及び任期を定めて採用された職員に係る期末手当及び勤勉手当の額の算定方法を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 (抄)

(一般職員の期末手当)

第2条 省 略

2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第3号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同6級

表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「課長代理級以上の職員」という。）にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の137.5（課長代理級以上の職
特定管理

員にあっては、100分の117.5) を乗じて得た額

(2) 省 略

(3) 再任用職員 期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の65（課長代理級
特定管理

以上の職員にあっては、100分の55）、12月に支給する場合には100分の80（課長代理
特定管理

級以上の職員にあっては、100分の70) を乗じて得た額

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料（職員の給与に関する条例第5条の3第1項の規定による給料の調整額を除く。以下この項及び次項並

びに次条第4項において同じ。) (当該基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあっては、育児短時間勤務等をしなかったとしたならば当該基準日現在において当該職員が受けるべきであった給料、同法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。))にあっては、職員の給与に関する条例別表第1及び別表第3から別表第6までの規定による給料。次項及び次条第4項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4-5 省 略

(一般職員の勤勉手当)

第3条 省 略

2 前項に定める職員の勤勉手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、調査対象期間における欠勤等の日数の区分(第2号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における欠勤等の日数の区分)に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 再任用職員以外の職員 勤勉手当基礎額に当該職員の勤務成績による割合(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「育児休業に伴う任期付職員」という。))及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、100分の75)を乗じて得た額

(2) 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員(育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。) 100分の150(指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の170、課長代理級以上の職員にあっては、100分の190)
特定管理

(2) 再任用職員 100分の70(課長代理級以上の職員にあっては、100分の90)
特定管理

4 省 略

5 第1項に定める職員(育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第

18号) 第8条第1項に規定する任期付職員及び同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員
(以下この項において「任期付職員等」という。)を除く。) に対して支給する勤勉手当の額
の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えて
はならない。

(1) 再任用職員以外の職員 (任期付職員等を除く。) 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員
がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の
月額を加算した額に100分の75 (課長代理級以上の職員にあつては、100分の95) を乗じて得
特定管理
た額 (指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の
85を乗じて得た額)

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の35 (課長代理級以上の職員にあつては、
特定管理
100分の45) を乗じて得た額

6 省 略

(教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当)

第4条 第2条第1項及び前条第1項に定める職員のうち、職員の給与に関する条例第4条第1
項第2号に掲げる 高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び幼稚園・小学校・中学校教育職
、
給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けるものの期末手当及び勤勉手当の額は、前2条の
規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規
則で定める。